

○景観法に基づく届出対象行為

下記の表のいずれかに該当する行為は、着手前に届出が必要です。

※増築又は改築の場合にあつては、既存も含めた当該増築又は改築後の規模が下記の表にいずれかに該当する場合、届出が必要です。

※下記表中の2重下線は令和2年7月1日から改正されたものを指しています。

届出が必要な規模	
景観形成重点区域を除く市全域	景観形成重点区域
1 建築物の新築、増築、改築または移転	
○地上高が10mを超えるもの ○ <u>延べ面積</u> が1,000㎡を超えるもの	○地上高が5mを超えるもの ○延べ面積が10㎡を超えるもの ※設置期間が90日を超えない場合は届出不要
2 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	
○地上高10mまたは <u>延べ面積</u> 1,000㎡を超えるもの ○各面における外観の変更範囲の面積が見付面積の1/2を超え、かつ1,000㎡を超えるもの ○ <u>太陽光発電設備等を設置する場合は、モジュール面積の合計が1,000㎡を超えるもの</u>	○外観の変更範囲の合計が10㎡を超えるもの ○ <u>太陽光発電設備等を設置する場合は、モジュール面積の合計が100㎡を超えるもの</u> ※設置期間が90日を超えない場合は届出不要
4 工作物の新設、増築、改築または移転	
① 垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これに類する工作物	
○地上高が5mを超えるもの ○長さが10mを超えるもの	○地上高が1.5mを超えるもの ○長さが10mを超えるもの
② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	
○地上高が15mを超えるもの ※旗ざおまたは架空電線路用のもの、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものは届出不要	○地上高が5mを超えるもの
③ その他工作物	
○地上高が15mを超えるもの ○築造面積が1,000㎡を超えるもの ○ <u>太陽光発電設備等を設置する場合はモジュール面積の合計が1,000㎡を超えるもの</u>	○地上高が5mを超えるもの ○ <u>太陽光発電設備等を設置する場合は、モジュール面積の合計が10㎡を超えるもの</u>
5 4に規定する規模の工作物の修繕、模様替又は色彩の変更	
○外観の変更範囲の面積の合計が外観の面積の1/10を超えるもの	○外観の変更範囲の面積の合計が10㎡を超えるもの

届出が必要な規模	
景観形成重点区域を除く市全域	景観形成重点区域
6 開発行為（法第16条第1項第3号に掲げる行為を指す）	
○市街化区域または市街化調整区域においては、当該行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの ○非線引きまたは都市計画区域外においては、3,000㎡を超えるもの	○行為に係る部分の土地の面積が100㎡、かつ、地上高が1.5m、かつ、長さ10メートルを超えるもの
7 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
○行為に係る部分の地形の外観の変更範囲の合計が1,000㎡を超えるもの	○行為に係る部分の地形の外観の変更範囲の合計が100㎡を超えるもの
8 土石等の堆積	
○地上高が5mを超えるもの ○行為に係る部分の土地の面積が1,000㎡を超え、かつ、堆積期間が90日以上のもの	○地上高が1.5mを超えるもの ○行為に係る部分の土地の面積が1,000㎡を超え、かつ、堆積期間が30日以上のもの
9 木竹の伐採	
○当該行為に係る部分の面積が、1,000㎡を超えるもの	○木竹の地上高が5mを超えるもの
10 特定照明	
1及び4に掲げる建築物又は工作物に照明を設置する場合は	
○各面における外観を照らす範囲が見付面積の1/2を超えるもの ※照明及びその照明方法の変更が90日を超えない場合、届出不要	○各面における外観を照らす範囲が見付面積の1/2を超え、かつ、10㎡を超えるもの ※照明及びその照明方法の変更が90日を超えない場合、届出不要

【用語】

- 見付面積 …各面の垂直投影面積
- 太陽光発電設備等…太陽光発電設備及び太陽熱を利用するもの（例）温水器など
- モジュール面積 …太陽電池モジュールまたは集熱器の面積（いわゆるパネル面積）

■届出の手続

